

「次期実行5か年計画に関する意見書」最終案に対する意見について

○意見の反映等の対応案について

意見の内容に応じて、意見書案への反映等の対応案について以下のとおり区分した。

【反 映】意見を反映する（追記を含む）

【反映済み】意見の内容は、既に最終案に意見として記載（趣旨を含む）がある

※下段の括弧内は記載箇所を示す

<記載例>（各論 2-4・3）：各論の 2-4、先頭から 3 つ目の○

【反映なし】意見の内容は反映しない（事実や県民会議総体との認識の相違、林業再生の取組に対する意見等の理由による）

NO	意見の対象部分及び内容	委員名	意見の反映等の対応案
	「はじめに」を対象とする意見		
1	県民会議は、各事業の点検を終えていません。この5年間では、森林塾、搬出促進、長期施業受委託等のモニターの実施がなく、その実態がわからないままに「実施状況を点検・評価した」と発表することには同意できません。	坂井	反映なし
2	溪畔林事業についても、私たちがモニターした段階では「試行中」でしたが、現在では成果が出たことになっています。私たちがそれを「点検・評価」していないので、評価に根拠を示すことができません。	坂井	反映なし
3	私は着任以来3年半、施策調査専門委員会を含むすべての会議、すべての行事・モニター・見学会等に参加し、毎回発言または意見提出してきたただ一人の委員としての責任があると思うので申し上げますが、県民会議の点検・評価は不十分で、県民会議は県民への債務不履行と不作為責任が問われると思います。	坂井	反映なし
4	また評価する側には林業の専門家が存在しないことも、県民に説明が必要です。	坂井	反映なし
	1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論） 「1-1 現行の施策の評価」を対象とする意見		
5	対象の捉え方（1） 施策とは、実施する人とその人が動いた結果を表すもので、ここで言う「自然を対象としたもの」とは、個別の各事業にすぎません。問題は担い手が育っているかであり、超過課税がなくなった後に、それらが機能していく仕組みができていないか、そこに担い手の姿が見えるかどうかが重要なのです。	坂井	反映済み (個別 2-1・12)
6	対象の捉え方（2） 森林の荒廃は、林業の担い手の減少によって起こりました。県土の山は、自然保護や環境で守れるほど狭くも簡単でもなく、林業によるこまめな手入れが最良の解決策であることは論を待ちません。大事なことは、環境にも自然にも持続可能性にも配慮した林業を再建することです。 鹿が増えすぎたのも、林業が衰退したのも、人口林が荒廃したことも、自然が起こしたことでなく、すべては、「シカの過剰な保護」や、「木を切らない国の方針」、「植えた時期が高度経済成長に間に合わなかった」「経済成長のために若い人を都市部の2次3次産業に誘導した」など、原因の多くは人間社会の事情です。猟師や林業従事者など山を守る人材を育ててこなかったことが問題なのです。一般の社会でも、事故を起こすのは車でもお金でも事業でもなく、原因はすべて人間です。 そして問題が人間社会にある以上、対策の対象は「自然」ではなく、「地域」と「産業」の担い手育成が最優先でなければ意味がありません。	坂井	反映済み (個別 2-1・12)
7	対象の捉え方（3） 1次産業の後継者問題の切り札は孫世代です。後継者は出ないと決めつけて自然ばかり見ていると、肝心な人材育成が疎かになって、技術・産業の継承の最後のチャンスを自ら捨てたも同然です。 親子だと言にくいことも、孫には素直に教えてあげたいのが人情で、現在各地で活性化している「ローカルベンチャー」「林業ベンチャー」の創業者はすべて孫世代。それもかなりのインテリです。 県の森林塾は、「雇用と労働力」の確保に限定した事業ですが、対象とする層が違うことに気づいてください。平成27年6月30日付の閣議決定に	坂井	反映 (個別 2-1・11) ⇒森林塾は、次の時代に向け、 <u>兼業者と経営者の育成対策など</u> 今後の塾のあり方の議論が必要

	あるように、「多様な人材、自伐型・副業型・兼業型・地元密着型林家育成の重要性に気づいてください。この頃世界最先端の田舎と言われる地域で森林を活性化させているのは、若き経営者率いる新進企業です。私が森林塾について点検結果報告書で提唱してきた「兼業者と経営者の育成」が一番現実的な対策なのです（例：平成27年4月開校の高知県の林業学校）。		である。
8	<p>施策の目的（1）</p> <p>「良質な水の安定確保」は最終的な目的ではなく手段です。年額約40億円という余分にいただいた税金を使って、その先に何を実現し何を引き継がんとするのか、その先まで考えを廻らせなければ、どこかで必ず歪みを生じます。言い換えれば、「〇〇大学に入る」「お金をたくさん稼ぐ」のは、何を実現するためのものなのでしょうか。将来の世代に、何を実現しようとしているのか、メッセージが見えません。</p>	坂井	反映なし
9	<p>施策の目的（2）</p> <p>900万人が暮らし、そこに政令指定都市が3市もあれば、県が郡部を守ることで存在感を示し、リーダーシップを発揮することは自然なことです。多様な地形を持つ県土に、コンビナート・漁港・観光港、台地・山地、温泉・火山、都市（密集地）・中山間地域（過疎地）、半島・湾、河川・湖沼、観光地、農地、工場地帯など、多様な暮らしがある神奈川県にとって、一番の課題は県民が一致協力しにくいことではないでしょうか。そこで県民が一致結束し、ひとつのことにあたることのできる唯一のテーマは、2本の川がなければ今の豊かな県土は維持できないということに尽きます。良質な水の安定確保はなぜ必要なのか、その答えは、「県土県民は一体」であり、「神奈川県民はこれまでもこれからも助け合わなければ生きていくことはできない」ことを確認することです。</p>	坂井	反映済み (各論 2-4・3)
10	<p>施策の目的（3）</p> <p>県民が助け合うということは、都市部が中山間地域の苦労を分かち合うことでもあります。中山間地域は衰退する地域ではなく、都市部に発想と能力に富んだ人材を供給してきた宝庫であり、そこでの活力が失われることは、県民も多様性を失うことなのです。</p>	坂井	反映済み (各論 2-4・3)
11	<p>施策の目的（4）</p> <p>中山間地域では、本来あるべき林業が歪められています。県が実施する搬出促進の助成制度では、今ある道の周辺からしか出せません。元々林道が少ない上に、不通になって復旧していない林道が多い西丹沢は、最初から不利な立場に置かれており、東部との公平性の点でも疑問があります。</p> <p>中山間地域の私有林を公的管理するというのであれば、面積当たり全国でダントツに高い搬出助成金を払ったとしても、地域の活力を伸ばすことも、根源的な解決にもなりません。県の入札に依存した販売力のない事業体は、超過課税がなくなったところで経営に行き詰まり、そこから安易な価格競争が起きて、安かろう悪かろうのやっつけ仕事が増えることは明白です。そうなれば、脆くて崩れやすい丹沢はどうなるのでしょうか。そこに暮らす住民の安全は、誰が保証するのでしょうか。</p> <p>また林業事業体の雇用は失われ、身に着けた技術は無駄になります。継承も期待できません。経営難で不良債権化する企業が出るのも確実で、事前に想定し対策しなければ、高い確率で自殺者が出ます。わが国の経済界と若者世代を今も苦しめているバブル崩壊後の失われた20年の教訓は、林業においても生かされなければなりません。</p>	坂井	反映済み (個別 2-1・3,4)
12	<p>施策の目的（5）</p> <p>現在県が行っている「公的管理」は、一般行政水準を超えているという意味からも、林業の生活保護のようなもので、過激な対症療法です。急性期の劇薬を使い続けるのと同じように、いったん身についてしまった生活保護的管理を脱却するには、長い期間をかけて体力を回復させる必要がありますし、元の体質に戻らないための生活改善策も必要ですが、今その方策はあるのでしょうか。事業を継続し、財源確保を求める以上、超過課税終了後の出口にも責任を持たなければなりません。</p>	坂井	反映済み (各論 2-1・5,6)
	「1-2 かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を対象とする意見		
13	<p>基本的な考え方（1）</p> <p>平成27年6月30日の閣議決定で、わが国は60年ぶりに林業の方針を大転換しました。「できるだけ木を使わず山を守る」から、「自伐林家はじめ多様な担い手を育成する」方向に、国の基本的な考え方が変わったわけですが、そこで神奈川県もどうするのか、検討を行う必要があります。</p>	坂井	反映なし

14	<p>基本的な考え方（2）</p> <p>県産材の材価が下がり続けています。森林再生課発行の「林業再生の取り組み 平成27年3月版」（以下、同資料という）5ページの杉丸太価格の変化を見ると、平成23年10,800円⇒平成25年8,700円と、2年で2割も下落しています（平成26年は8600円と更に下落）。一般の事業であれば、売り上げが2割減れば、荒利益は半減、純利益はゼロか赤字です。まるで前政権の頃の株価を見るようです。平均株価が2年で2割下がり、8000円を割りこんで政権は交代しました。知事は、箱根火山の活動によって冷え込んだ箱根を守ると宣言しましたが、水源地域で起きているこの過酷な現状の原因は解明しなくていいのでしょうか。</p> <p>伐らないと植えられないし、少子高齢化の是正が必要なのはわかりますが、供給側だけを強化すれば材価が下がって産業は維持できません。売り先が決まらないのに収穫する農家はいません。やたらに収穫しても売り先がなければ意味がありません。林業のよいところは、農業のように収穫期が決まっておらず、木を山に貯蔵しておけるところ、相場を見ながら出荷できるところです。もし県が更に搬出を強化するのであれば、それは一番安い時に株を売れと言うようなもので、私有財産に対する公の不適切な介入でしかありません。森林所有者（中山間地域）は、低迷する材価と超過課税終了後を憂い、将来の希望を見失っています。都市部では存在感を示すことが難しい神奈川県ですが、郡部・中山間地域からの信頼まで失うことにならないでしょうか。</p>	坂井	反映なし
15	<p>基本的な考え方（3）</p> <p>県の材価対策も不十分です。同資料15ページ「木材流通の現状」によると、原木市場での取引が63%で、その半分51%の行き先は他県です。行き先第1位の福島県は、放射線等で林業に苦勞しているのはわかりますが、わざわざ神奈川県まで買いに来るのは、復興需要がある東北で買うより安いからではないでしょうか。2位は三重県で、わざわざ買いに来るのは、三重県まで運んで行っても利益が出るからでしょう。大消費地東京と東名高速道路でつながり、県内に900万人が暮らす、これ以上恵まれた県はないはずなのに、地産地消対策は、20年遅れている印象です。</p> <p>超過課税によって搬出量を増やした結果、材価は下がり、他県の業者に価格支配権を握られ、結果的に県民の超過課税が、地域を材価の下落で失望させ、儲かっているのは他県の業者という状況をつくっています。もちろん他県からも買いに来ていただかなければ更に下落しますから、県外の業者さんを排除することは無意味ですが、問題が県内にあることは明らかです。他県へ行くと5割増の値がつく状態を放置して、神奈川県の森林に持続可能性や公益的機能が期待できるでしょうか。</p>	坂井	反映なし
「1-3 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を対象とする意見			
16	<p>一般会計の森林林業の問題（1）</p> <p>超過課税のあり方に関する問題の中には、その使い方の議論以前に、一般行政水準内（一般会計の事業）で実施される県の森林・林業の矛盾に端を発するものが存在します。元々一般会計の事業に歪みがあれば、超過課税でその矛盾を克服することは不可能ですし、超過課税はいくらあっても足りないということもあり得ます。一般会計の事業にある問題点を整理する必要があります。それらを以下に、例を示して説明します。</p>	坂井	反映なし
17	<p>一般会計の森林林業の問題（2）</p> <p>同資料16ページ「流通の将来イメージ図」と、18ページ3合板工場と連携した虫害材等の利用促進(1)「基本的な考え方」を見ると、「木材利用＝無垢建築用材または合板」であり、新たな利用価値を探る気配もなく、20年くらい時間が止まったままの印象で、これでは材価が低迷しても当然です。</p> <p>実際の建築現場では、多くの家の躯体は内装に隠れてしまうし、昔のように無垢材を表して使う建築も少ないので、節がないことや、規格通りの長さであることはさほど重要ではありません。死に節は除ければよいし、今はどちらかという生き節をデザインに生かし、ひとつひとつ違う木の個性や素材感が大切にされる時代なのです。</p>	坂井	反映なし
18	<p>一般会計の森林林業の問題（3）</p> <p>同資料の19ページ、2.県産木材製品の消費拡大（2）では、具体的な取り組みの例として「平成26年5月31日 神奈川新聞社との共催により『かながわ家づくりフェア』」が紹介されていますが、平成24年度も、この日も、私が見る限り、出展している工務店の大多数は、来場者に県産材を説明する</p>	坂井	反映なし

	<p>準備はなかったし、「地域材を使うことがなぜよいのか」を説明できたのは、元々材木商であったナイス㈱以外は1社だけでした。そしてその説明からは、林野庁の印刷物的な印象しか受けませんでした。県産材を使った住宅を販売する会社は、テレビ神奈川でも紹介され、あることは知っていますが、少なくともそこでは、来場者に「なぜ神奈川県産材なのか」を語ろうという意思は何も感じられませんでした。</p> <p>また融資の金利優遇が農協だけでは、肝心の都市部の需要に対応できません。このように、県の一般会計側の事業が不十分であれば、そこに超過課税を積み増して搬出促進を図っても、販売の足元がおぼつかないのですから、その先にある取引の充実や広がりを目指すことはできません。山に希望を与えることもできません。</p>		
19	<p>一般会計の森林林業の問題（4）</p> <p>一般に、現在の林業の収益構造の弱さは、A材需要の掘り起こしができないことというのが通説ですが、同資料 16 ページ 加工流通対策の1. (1)では「消費者や工務店が求める乾燥材や仕上げ加工材等の品質の確かな製品の供給施設が少なく、質・量ともに安定的な供給体制の確立が課題となっている」と、全く反対のことが書いてあります。県内の腕がいいと言われる製材所が、設備投資もせず、そのまま廃業を考えるのはなぜでしょうか。正しい順番は、『安定した県内需要 ⇒ 製材所の設備投資 ⇒ よい材の生産 ⇒ 競争力』です。彼らが廃業してしまうのは、ひとえに材が安いために県外に材が流出してしまう現状に、希望が持てないからです。また製材所を誘致するとありますが、それは今ある製材所を見捨てると言っているようなもので、事業継続する意欲が削がれば更に廃業が進んで、むしろ逆効果です。社員の定着率が上がればよい社員が集まるのと同様、廃業する製材所を再建した方が、県内林業に与える効果も含め、はるかに効果的です。</p> <p>昔から、山の下の方は山の上をよく見えています。時限の助成金で売り先も決まらないのに搬出だけ進むから材価が下がる、林業の経営は助成金頼みで先がないし、将来の安定供給の保証もない。製材所は、将来をそう見ているのです。水源環境税による公的管理は、県内の製材所の地位を下げるだけでなく、存続も危うくしています。</p>	坂井	反映なし
20	<p>一般会計の森林林業の問題（5）</p> <p>同資料の18 ページ 2. では、B材は県内では加工できないから県外の加工工場への販売に力を入れていると書いてありますが、市場原理を間違っているのでしょうか。本当にB材は県外で加工しなければ売り物にならないのでしょうか。</p> <p>例えば純和風の家でも、節や傷がある材は土台や柱に使えます。思い切り曲がった材でも、玄関の框(かまち)に使えば家の印象は一変し、それだけで量産的なマンションに個性を出すことができます。そして何より、玄関先で木の会話が生まれます。</p> <p>神奈川県の材は、地域愛によって材価を維持することが最優先です。大林業県でもなく、大規模林業もできず、独自の道を開拓しなければ生き残ることはできません。(2)でも述べたように、今の消費者や工務店は、B材か間伐材かや、節の有無、材の長さとはまったく別の尺度、美的感性に訴える木目や、木が発する香りや成分による健康効果などを求めています。気象条件が同じ地域で育った材を取り込むことが最も健康的であることは、言うまでもありません。特に都市部の消費者は、高温人工乾燥による材質や強度の劣化などには厳しく、それよりもむしろ昔ながらの天然乾燥が持つ強度や上質さに愛着を感じますから、販売する側にも、人工乾燥と天然乾燥、各々の魅力や個性を説明できる人材が必要とされています。今の状況は、販売力が不足していることを棚に上げて山の安売りに走っているだけで、地域ブランド力強化とは完全に逆行しています。</p> <p>こうしてまだまだ使い道が広がるB材の可能性に気づいていない現状は、見方を変え、発想を変えれば、まだまだ相当な市場が拓ける可能性が残っているとも言えます。同様に、端材やC材も流通に載せ、無駄なくお金に代える、木を活かしきり、使い切り、売り切る。そういう方向で努力をすれば、世界は程なく変わるはずで</p>	坂井	反映なし
21	<p>一般会計の森林林業の問題（6）</p> <p>水源環境税では、助成をつけて木を出せと言いますが、山の下でしっかり売ってくれないと、山の人は安心して伐ることができません。商売にとって大事なことは、扱い量を増やすことではなく、収益体質と利益率です。売り先が拡大しないのに搬出量の目標だけは毎年上がるので、材価は下がるばか</p>	坂井	反映なし

	<p>り。都市部に 600 万人を超える市場がある神奈川県では、もっと他にやるべきことがあります。</p> <p>そして出口と市場は、流域や県境ではなく、大事なのは道路であり商圏です。県は「県産材」を強調していますが、生産性や価格競争力を考えるなら、生産一運用を効率化するためにも、道でつながっている旧津久井と道志村、山北町一小山町を一体として扱った方が有利です。現在の助成制度は、県をまたぐと使えない場合が殆どなので、材は遠回りして、加工の効率を下げ、余分な経費がかかっています。</p> <p>川上・川中から川下の商圏を考えると、昔は山北町でも相模原市でも、川下は川の下流でしたが、今は、丹沢を訪れる人の多くは小田急線・京王線・東名高速などを使い、都内からも訪れています。そうなると、現在の川下（消費地）はその沿線に移ったと考えられ、そこに向かってファンを開拓する努力が必要です。それが、横浜・川崎・都内の皆さんが、真の意味で水源地域に愛情を持つことになり、その先にある建築需要にもつながるのです。</p> <p>そうした努力をせず、県の本来事業が、県土県民の一体感と 900 万人が助け合う仕組み作りを放棄して、他県に材を流出させ、材の顔であり国の手形である「産地・銘柄・人柄」を奪いにとって全国規模の価格競争にさらし、その上にまた超過課税の支払いを求め、その助成制度がまた材価を下げるという悪循環が起きているのです。林業にも戦略は必要です。地域にも、山にも、材にも、もっと感謝と愛情が必要です。材を我が子と違って送り出してください。</p>		
22	<p>一般会計の森林林業の問題（7）</p> <p>森林・林業のあらゆる事業において、「都市部が中山間地域を購入で支える」構造を強く意識する必要があります。都市と中山間地域が直接取引すれば、地域の過疎や高齢化、担い手不足、森林管理など、多くの問題が同時に解決します。</p> <p>最大の問題は、中山間地域に「都市部の需要を掴み、地域の担い手育成や製品開発を行う」人材を育ててこなかったこと。中山間地域の自治体は、もとより都市部との連携を心待ちにしているし、都市部と違って人口が少ない分だけ各共同体に結束があり、意識が変わるのも早いですから、一度決まれば動きも早いです。県が税金で広大な森林に手を入れるよりもはるかに相乗効率が期待できます。また県民間の結びつきからは、新たな事業創出も期待でき、効果は最大化します。</p>	坂井	反映なし
23	<p>一般会計の林業の問題（8）</p> <p>農協が自ら農業することは禁じられています。農協の使命は販売です。同様に、教育という公助が国民の自助を促進するように、林家の自立は県の公助のあり方にかかっています。また農地解放がもたらしたのは、3ちゃん農業という不況知らず・倒産知らずのシステムでした。時代に逆行してはいけません。</p>	坂井	反映なし
24	<p>一般会計の河川行政の問題（1）</p> <p>平成 26 年 12 月の松田町寄地区でのモニターで明らかになったように、同じ地区の中でも、一般会計で管理する河川に排水する家と、水源環境税で改修しようとする河川の側に排水している家が混在していると、その地区での一体的な対策が講じられず、結果的に税金の効率的な運用も妨げることになります。そのような場合どう解決するか、明確にしておく必要があります。</p>	坂井	反映済み (各論 2-2・6)
	<p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論） 「2-1 森林関係事業」を対象とする意見</p>		
25	<p>森林（1）</p> <p>私有林整備の業者選定を一般競争入札にかけることは、責任逃れです。県が確保した後は、市町村の巡回が手薄になり、整備不良の問題も見過ごされやすいのです。脆くて崩れやすい丹沢に必要なことはこまめな手入れで、地域に密着し、土地固有の条件を熟知した業者でなければ強い山をつくることはできません。「裏山を、どこの誰かもわからない業者が伐っている」のでは、森林所有者とのコミュニケーションはもとより、土地柄や山の状態などの情報交換も期待できません。森林所有者は、高齢でも前の代から山についての知恵は引き継いでいます。山の人には人見知りして、すぐに打ち解けられるとも限りません。地元の業者や森林組合になら気安く相談できます。また一度来て終わりの業者がそれに耳を貸し、配慮するかどうか疑問です。</p> <p>同資料 10 ページ 4-2 (1) にもあるように、不慣れな新規参入業者による整備には問題も起きています。</p>	坂井	反映済み (個別 2-1・3,4)

26	<p>森林（２）</p> <p>公益的機能に焦点をあて、よい材の生産を軽視すると、今も安い材価が今後は更に下がり、林業の生産性向上も中山間地域の再生も不可能になります。津久井・清川・山北という、森林率が９割を超える地域は、林業をしなければ地域経済が成り立たない宿命にあります。植えてくれた先人の財産を活かしきることは、後継者を育てる意欲にも繋がるのですから、よい材の生産という視点を外すことはできません。</p>	坂井	反映なし
27	<p>森林（３）</p> <p>高標高域の県有林は、本来一般会計で管理されるべきものです。他県でも県有林への超過課税導入の例はないと思いますし、森林税を導入したために一般会計の森林・林業予算が大幅に縮減された県もあり、同様に県が超過課税の恒久化を目論んでいると疑われれば、県民の信頼も失い逆効果です。更に広く慎重な議論が必要です。</p>	坂井	反映なし
28	<p>森林（４）</p> <p>県有林からの搬出が増えれば、材価は更に下落します。広く森林・林業関係者がこの問題について意見を述べる場や機会を設けるべきです。</p>	坂井	反映なし
29	<p>森林（５）</p> <p>平成 22・23 年の集中豪雨で大量に発生した、富士の火山灰崩落地の多くが手入れ不足の人工林であったことを考えると、豪雨で寸断された林道の復旧は急務です。崩落が多く予測される地域までの動線を優先的に確保し、整備を進める必要があります。</p>	坂井	反映なし
30	<p>森林（６）</p> <p>所有者に返還した森林の特性に応じ、生産性の向上のための指導、公益的機能の維持に必要な指導などの仕組みが必要です。</p>	坂井	反映済み (個別 2-1・3)
31	<p>森林（７）</p> <p>神奈川県は山は脆くて崩れやすいところが多いので、後発で森林税を導入した他県の事例、例えば、山梨県や岐阜県が定めるように、県独自に「作業道ガイドライン」や「皆伐ガイドライン」を設け、地域ごとの作業道や切り捨て間伐をするエリアと皆伐してもよいエリアとその手法を定めて、長期的な視野で議論しながら進める仕組みの整備が必要です。</p> <p>県と市町村が協力して行う地域の森林計画などは、公的管理を選択しなかった後発県がよい事例を持っていそうです。県は市町村の自主性を尊重するお父さん、専任の林務担当がいらないか、１人だけの市町村が、父のように県を頼りにしている、そういう関係を見ると、神奈川県もこうありたいものと感じます。</p>	坂井	反映済み (個別 2-1・27)
32	<p>森林（８）</p> <p>「かながわの林業再生の取組」10 ページに「準フォレスター研修に県職員を参加させる」は、更に進めて、林務職員はフォレスターを取得して当たり前であって欲しいものです。林業県では「フォレスターに求められる内容は、林務を普通にやっていたら当たり前のことばかり」と言っています。</p>	坂井	反映なし
	<p>「2-2 水関係事業」を対象とする意見</p>		
33	<p>河川（１）</p> <p>この事業の最大の汚点は、一社独占で費用の高い「高度処理型」に限定し、市町村に100%の普及を求めたことです。市町村設置型で進めるにしても経費が高くて士気はあがりません。また高度処理型も、維持管理が適切でなければ本来の性能は発揮されないの、高度処理型を押し付けるよりも、市町村の主体性を尊重し、広い範囲で現在の基準を満たす方に誘導して、維持管理の指導に力を入れることの方が、地域の生活排水への意識も長期的に維持できて有意義、という考え方もできます。</p>	坂井	反映済み (各論 2-2・4)
34	<p>河川（２）</p> <p>県として最優先で行うべき対策は、富栄養化していないダム湖の上流域も含め、既に基準を満たしている合併処理浄化槽を壊してまで高度処理型に入れ替えさせることではなく、ダム上流から下流までの広大な範囲に存在する「既存不適格」を減らすことで、それは住宅か、事業所かを問うものでもありません。</p>	坂井	反映済み (個別 2-2・9)
35	<p>河川（３）</p> <p>また、富栄養化していない丹沢湖上流域で、現在の基準を満たしている浄化槽にまで高度処理型への取り替えを求めたことは、すぐに是正されなければなりません。損害賠償を求められたら否定や反論を行わず、工事に要した余分な費用については、誠意をもって弁済に応じなければなりません。こん</p>	坂井	反映済み (個別 2-2・6)

	なことを続けていたら、県土県民の一体感どころか、県への不信感を醸成してしまいます。		
	「2-3 県外上流域対策関係」を対象とする意見		
36	上流域（1） 水循環基本法の本質は流域を一体的に捉えることでもあります。流域全体で話を始める前に、下流側が上流の皆さんの心情に配慮する必要があります。上流県を尊重し、お手伝いできる場所があったらさせていただくという姿勢です。世界中どこでも上流は過疎地で下流は密集地です。10倍の人口を持つ神奈川県は、その存在だけでも圧力であると認識しないと、協力関係は続きません。	坂井	反映済み (各論 2-4・3)
37	上流域（2） 上流域との話し合いの場で心配されることは、歴史的にも世界各地で繰り返されてきたように、上流側が「誰のお陰で水が飲めると思っているのだ」などと言いだせば、話し合いの雰囲気はいっぺんにぶち壊しになります。連携する相手方としては、神奈川県山梨県両県に理解のある有識者にも参加を求め、別に場を設けて協議することが望ましいことは言うまでもありません。	坂井	反映済み (各論 2-4・3)
	「2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係」を対象とする意見		
38	県民参加（1） アンケートの結果が、集めただけで内容の集計もされず、重要な意見の洗い出しや地域ごとの分析も不十分なまま放置されてきました。県民意見を集めたつもり、事業の付け足しのような扱いであったことは、反省しなければなりません。	坂井	反映済み (各論 2-4・2)
39	県民参加（2） また県が行う公助の第一は、県民と市町村の自助を促すことであり、自主性を育てることです。その姿勢は、常に点検されなければなりません。県民は、責任能力を有した当事者であり、お客さんではありません。県民参加とは、自助・互助・共助の中で、果たすべき役割は果たしていただき、出してもらった重要なお意見には敬意を持って対応し、県が対応できない場合にはその方のお知恵やお力をお借りすることまでが含まれています。	坂井	反映済み (各論 2-4・2)
	「個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）」を対象とする意見		
40	丹沢で広葉樹林が残されている場所は、植林に適さない急峻な斜面が多く、特に北向き斜面では、整備後の下層植生回復が認められず、風化あるいは沢筋で凍結破砕作用が強く働き、表土流出、斜面崩落が加速度的に進行している。そのような斜面では、今後、管理経路の設置も最小限に抑え、工法を工夫するなどして、植生回復に向けての十分な配慮が必要である。	長縄	反映 (個別 2-1・2)
41	未熟な技術での罠設置により、錯誤捕獲や人身事故に至る事故が各地で起きている。錯誤捕獲により手負いのクマやイノシシが増えることは、獣害の増加や捕獲に携わる人を危険にさらすことにもつながる。また、罠の増加により、犬を使う猟の範囲が狭まることで、集落周辺の追い払い効果が薄くなるという悪影響もある。安易に罠猟を推奨するのではなく、地元猟友会など地域で狩猟に従事してきた方の意見を十分考慮したうえで検討すべきである。	長縄	反映 (個別 2-1・17)
42	水源地としての森林の大切さを次世代の子供たちへ伝えていくための環境教育事業にも、水源環境税を活用すべき。（学校など都市部の机上の学習だけでなく）丹沢など、現場の森や水源地の沢などの自然に肌で触れ、感じてもらうための現場の普及啓発事業にこそ、生かす必要性があるのではないか。（昨年度県立丹沢湖 VC、今年度県立宮ヶ瀬 VC が廃止となり、多くの県内幼・小学生を受け入れてきた現場の施設とその機能が失われる損失は大きい。これまでも、水源環境保全事業として、行われてきた事業ではないため、特別対策事業の中で新たに展開し置けてはどうか。）	長縄	反映済み (各論 2-4・3)